

令和2年

教育福祉常任委員会
会 議 録

期日：令和2年5月29日（金）

場所：大曲庁舎3階 大会議室

大 仙 市 議 会

大仙市議会教育福祉常任委員会会議録

日 時

令和2年5月29日（金曜日）

午前10時50分 ～ 午前11時16分

会 場

大仙市役所 3階 大会議室

出席議員（6名）

8番 富岡喜芳	10番 藤田和久	12番 小笠原昌作
18番 佐藤芳雄	19番 高橋徳久	23番 高橋幸晴

欠席議員（0名）

番

番

番

説明のため出席した者

健康福祉部長兼福祉事務所長	加藤実	子ども支援課長	佐藤正道
健康増進センター所長	佐々木ますみ	子ども支援課参事	鎌田法顕
健康増進センター参事	生田目晴美		

議会事務局職員出席者

参事 齋藤孝文

第 1 議案第134号 大仙市感染症仮設診療所条例の制定について

第 2 議案第136号 令和2年度大仙市一般会計補正予算（第4号）

(開会 午前10時50分)

○委員長（高橋徳久） 本日は大変ご多用のところお集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから、教育福祉常任委員会を開会いたします。当委員会に付託された事件につきましては、別紙日程表のとおり審査いたしますので、よろしくお願いいたします。なお、正確な会議録作成のため、発言はマイクにスイッチを入れてからお願いしたいと存じます。

審査に入る前に、加藤健康福祉部長よりご挨拶をお願いします。加藤部長。

○健康福祉部長（加藤実） 常任委員会審査に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今般の新型コロナウイルスにつきましては、未知の病原体の解明を急ぎつつ、誰しものが未経験の対応をしている状態であります。現時点では、以前のような日常に戻るまでには、まだまだ困難な状況にあると認識しております。

こうした中、市の対応と判断に遅れがないように、また、せつかくの対応が時機を逸することのないようにと、それぞれの職員が日々情報収集に努めるとともに、市としてできること、あるいは中止せざるを得ないといった部分を見極めているところであります。

本日定例会初日に、ご審議をお願いしております健康福祉部所管の案件は、新型コロナウイルス対策に関連する条例案1件、並びに一般会計補正予算案についてであり、いずれも早急に対応する必要のある案件であります。

これらのうち、国・県の指導により非公表とされている情報につきましては、お伝えできない場合もございますので、何卒、その旨ご拝察いただき、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○委員長（高橋徳久） ありがとうございます。それでは審査に入ります。

議案第134号「大仙市感染症仮設診療所条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐々木健康増進センター所長。

○健康増進センター所長（佐々木ますみ） 議案第134号「大仙市感染症仮設診療所条例の制定について」ご説明申し上げます。資料No1の32ページと議案書附属資料をご覧ください。

この条例は、第1条、設置の目的としまして、新興感染症の発生に対処し、感染の疑いのある者に対して診療および検査を行うことで、今後の感染拡大に備えるとともに、

地域の医療体制の保持に寄与するため大仙市感染症仮設診療所を設置するものであります。

名称を大仙市感染症仮設診療所とし、設置位置は大仙市内であります。

第2条、診療としましては、罹患者の選別、罹患者の診察、そして重症者に対する感染症指定医療機関等での診療の指示等であります。

第3条、使用料になりますが、診察にともなう診療報酬につきましては、使用料として徴収することになり、厚生労働大臣が定めた額とします。

第4条、委任としましては、この条例に定めるものの他、必要な事項は別途協定書等で定めることといたします。

なお施行期日は、公布の日としております。

以上、大仙市感染症仮設診療所条例の制定につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議のうえご承認たまわりますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋徳久） ありがとうございます。ただ今説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。はい、藤田委員。

○委員（藤田和久） すいません。お医者さんは、どっからくるのか。それから、PCR検査とかは、するのかどうか。そこを伺いたいと思います。

○委員長（高橋徳久） はい、佐々木所長。

○健康増進センター所長（佐々木ますみ） 従事される医師の先生は、大曲仙北医師会の会員ということで、進めておるところです。そして、診療の内容は、PCR検査の検体の採取ということがメインになります。以上です。

○委員長（高橋徳久） はい、よろしいでしょうか。

○委員（藤田和久） 了解しました。

○委員長（高橋徳久） 他にございませんでしょうか。富岡委員。

○委員（富岡喜芳） あれですか、時間は何時から何時までで、例えば日曜日休みだどが。あれ、さっき言った診療の料金っちゅうの何だがはつきし分からない答弁のような答弁でしたけれども。料金なんてどれくらいかかるんですか。

○委員長（高橋徳久） はい、佐々木所長。

○健康増進センター所長（佐々木ますみ） 料金の方は、PCR検査の検体検査に関しては、すべて無料となっておりますが、初診料に関しましては、自己負担分がそれぞれの保険によって生じることになります。

○委員（富岡喜芳） あと休館日とがそういうのは。

○健康増進センター所長（佐々木ますみ） そちらは後ほどの事業説明の方で説明させていただきます。よろしいでしょうか。

○委員（富岡喜芳） ああ、良いです、はい。

○委員長（高橋徳久） はい、よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第136号「令和2年度大仙市一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。はじめに、佐藤子ども支援課長。

○子ども支援課長（佐藤正道） 議案第136号「令和2年度大仙市一般会計補正予算（第4号）」のうち、子ども支援課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

資料No.2の補正予算書は9ページとなっておりますが、資料No.2-1「令和2年度補正予算（案）6月補正①」の主な事業の説明書でご説明いたします。

主な事業の説明書の2ページをご覧ください。合わせて、別資料の子ども支援課用資料スケジュール（案）もご参照願います。

3款2項1目27事業「子育て世帯への臨時特別給付金支給事業費（新型コロナウイルス対策）」でございます。

新規事業で、補正額が8,608万円、全額国庫支出金で賄われます。

1の「Plan」をご覧ください。目的は、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特別的な給付措置を実施するものであります。対象児童は8,350人で、児童1人当たり1万円を支給いたします。

2を飛ばしまして、「3. C h e c k（問題と課題）」ですが、小中学校等の臨時休業等により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯に対し、早急に経済的負担を軽減する対策を実施することが課題であります。

そして「4. A c t（今後の方向性と令和2年度事業の概要）」です。

最初に支給要件の表をご覧ください。基準日は令和2年3月31日であります。支給対象者が令和2年4月分の児童手当の受給者で、高所得者であります特例給付対象者は除きます。

支給対象児童は、令和2年3月31日までに生まれた児童で、この4月から高校生となりましたが、3月まで中学生だった児童も対象となります。

給付額は先ほども申しあげましたとおり、対象児童1人に1万円。

実施方法については、一般支給対象者、公務員以外の方であります。この方については、給付のお知らせを通知し、申請は不要として支給します。公務員については、6月1日以降に市で申請を受け付けたあと順次支給いたします。

実施時期については、支給対象者が確定後、準備が整い次第6月下旬から順次実施する予定です。予定としましては、6月23日を予定としております。

スケジュール（案）については、別資料1ページをお開き願います。1ページの表No.1の欄のとおり計画しておりますのでご覧ください。

事業説明書に戻りまして、経費につきましては、一番下の表のとおりとなっております。

なお、制度周知につきましては、国の事業であるため、現在メディアでも良く目にいたしますが、市の広報やHPでも周知してまいります。6月1日から広報とHPに周知してまいりますのでございます。

次に、主な事業の説明書の3ページをご覧ください。

3款2項1目95事業、「子育て支援地域商品券給付事業費（新型コロナウイルス対策）」でございます。

新規事業で補正額が2億1,386万9千円で、うち、国庫支出金が1億9,544万5千円、残りが一般財源となります。

1の「P l a n」をご覧ください。この事業は、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた子育て世帯に対して、地域商品券を給付することで、経済的不安の軽減

と地域の消費を喚起し、地元商店や地域経済の活性化を図ることを目的とするものであります。

目標としまして、商品券の利用率100%を目指します。

2を飛ばしまして、「3. Check（問題と課題）」ですが、新型コロナウイルス感染症拡大が、市民の消費マインドの低下や、地域経済の落ち込みに影響していることから、その対策として即効性のある支援を講じる必要があります。

子育てを地域で支えるために、官・民一体となった取り組みが必要だと考えます。

そして「4. Act（今後の方向性と令和2年度事業の概要）」です。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、子育て世帯の生活を支援するため、18歳到達年度末、令和2年度中の高校3年生までの児童を養育する世帯等に対して、地域商品券を給付します。

（1）給付要件の表をご覧ください。

基準日は令和2年5月1日現在で、児童が大仙市に住所を有することとなっております。

対象者は、①平成14年4月2日から令和2年3月31日まで生まれた児童で、対象児童1人につき2万円の地域商品券を給付します。

更に①のうち、18歳以下で児童扶養手当、また、特別児童扶養手当の対象児童1人につき、それぞれ1万円分の商品券を追加給付します。

実施方法は、上から順に周知につきましては、市広報6月号及びHPで事業の詳細を掲載いたします。給付方法につきましては、対象世帯へ引換券を郵送し、窓口で給付する形をとりたいと思っております。

給付期間は7月いっぱいとし、都合により来られない方へは、8月以降簡易書留で商品券を郵送する予定であります。

商品券の有効期間は、令和2年7月1日から令和3年3月31日までといたします。

（2）の補正額の内訳ですが、対象世帯数は約5,900世帯。対象児童数は、通常分が9,782人、加算分が1,200人となっております。

予算額内訳は、給付費が合計で2億764万円、印刷費が491万5千円、事務費が131万4千円となっております。

スケジュール（案）につきましては、先ほどの別資料の1ページの表No. 2の欄のとおり計画しておりますのでご覧ください。

以上、ご説明いたしました、ご審議のうえ、ご承認賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（高橋徳久） ありがとうございます。ただ今説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。ございませんでしょうか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） なければ質疑を終結いたします。

次に、佐々木健康増進センター所長、お願いいたします。

○健康増進センター所長（佐々木ますみ） 議案第136号「令和2年度補正予算案6月補正一般会計第4号」のうち健康増進センター所管分の補正予算につきまして、事業説明書でご説明申し上げます。

資料No.2-1、主な事業の説明書4ページを御覧ください。

「妊産婦健診等タクシー利用助成事業費」についてご説明申し上げます。

補正額432万8千円 財源内訳は全額国庫支出金の新規事業でございます。

「1. Plan」を御覧ください

この事業は妊産婦の通院時の運転負担の軽減と感染症の影響により売り上げが減少しているタクシー業者を支援するため、大仙市内の協力タクシー会社の利用券を妊産婦に交付するものです。

「4. Act」を御覧下さい、

対象は大仙市に住民登録している令和2年4月から6月に出産した産婦、および令和3年3月31日までに出産を予定している妊婦であります。

平等性を考え、令和2年度の出生と出産予定の妊婦としております。

助成額は、対象者に千円券10枚綴りのタクシー券1万円分を交付いたします

対象者には簡易の書留郵便で発送し、7月以降の母子手帳交付来所者には母子手帳交付一緒に直接交付したいと考えております。

利用期間は、令和2年7月1日から令和3年3月31日までとします。

タクシー券は、妊産婦健診・出産時の入退院・出生したお子さんの受診や健診等で利用いただきたいと考えております。

つづきまして、5ページを御覧ください。

「帰国者・接触者外来設置運営事業費」をご説明申し上げます。

先にご説明いたしました「大仙市感染症仮設診療所条例」に基づき、新たに設置される診療所に要する経費でございます。

補正額 1, 998 万円、財源は全額県支出金となります。

「1. Plan」を御覧ください

この仮設診療所の開設は、新型コロナウイルスの感染拡大に備えるため PCR 検査体制の拡充が求められていることから、県が診療体制の強化を図ることを目的に、県内の 9 医療圏に開設を要請したことを受けたものであります。

「4. Act」を御覧ください

名称は、大仙市感染症仮設診療所とします。

場所は非公表となっております。開設者は大仙市長、管理者を大曲仙北医師会長とし開設届けを提出する予定としております。

診療体制としましては、週 1 日 3 時間程度と設定して、感染が拡大した場合には、診療日程を増やしていくこととしております。

従事者は大曲仙北医師会の会員の先生、そして看護師または臨床検査技師、医療事務等の方々を想定しております。内容としましては、ドライブスルー方式による問診および PCR 検査で、検体採取をする目的の仮設診療所となります。

なお、仮設診療所の開設期間は現段階におきましては、7 月上旬から 5 ヶ月間を予定しております。

事業費内訳としましては、開設経費はプレハブ事務所の設置とドライブスルーの屋根設備が主な経費であります。

運営経費は主に医師・看護師等の人件費となります。

受診の流れとしましては、①体調不良の方本人または診察をして検査が必要とした医師が県の「帰国者・接触者相談センター」または「大仙保健所」の方に受診相談いたします。

②大仙保健所では、相談内容から PCR 検査が必要とされる方で、中等症状以上の方を今既にあります、既存の帰国者・接触者外来へ、そして高校生以上で比較的軽症の方を仮設診療所の方へ紹介いたします。

③受診者には仮設診療所に自家用車で受診いただくことにしております。

④PCR 検査の実施につきましては、車を降りずに自家用車の窓からの検体採取を予定しております。検体は検査機関が回収し、結果を出します。

⑤検査結果につきましては、大仙保健所の方で対応予定としております。

なお、この仮設診療所におきましては、感染が疑われる人の直接の受診や医療機関からの直接の紹介はできないスキームとなっております。

以上、健康増進センター所管分の補正予算について、ご説明させていただきました。

よろしくご審議のうえ、ご承認たまわりますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋徳久） ありがとうございます。ただ今説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。はい、小笠原委員。

○委員（小笠原昌作） 医師は医師会の方とご相談してっちゅうことですが、私ちょっと聞き取れねがったがも分かんないけども、看護師と検査技師はどっちがら。

○委員長（高橋徳久） はい、佐々木所長。

○健康増進センター所長（佐々木ますみ） 今いろいろ在宅の方々を見込んで、これから相談を進めていこうと考えておるところです。

○委員長（高橋徳久） はい、小笠原委員よろしいでしょうか。どうぞ。

○委員（小笠原昌作） 在宅ってば？

○健康増進センター所長（佐々木ますみ） 看護師協会の方と、それから県の臨床検査技師協会等の方で、在宅の資格のある看護師や臨床検査技師の方々の情報を持っていらっしゃいまして、そちらの方と協議して進めていこうと考えているところでございます。

○委員（小笠原昌作） 何か退職された方々、そういう方々だな、在宅っちゅうのは。

○健康増進センター所長（佐々木ますみ） はい。

○委員（小笠原昌作） ああ、そうか、そうか。分かりました。

○委員長（高橋徳久） はい、他にございませんでしょうか。藤田委員。

○委員（藤田和久） よく分からないんですけど、一般の病院で、これ PCR 検査必要だと思った場合は、保健所に行くの？

○委員長（高橋徳久） はい、佐々木所長。

○健康増進センター所長（佐々木ますみ） この事業に関しましては、直接患者さんや直接医師の方が申し込むという体制ではなく、一旦、帰国者・接触者相談センターもしくは、大仙保健所の方を經由して、そこからの紹介で重症の状態や症状の状態を勘案されて、望ましい検体採取の診療所の方に振り分けられるというスキームを持っております。

○委員長（高橋徳久） はい、よろしいでしょうか。はい、藤田委員。

○委員（藤田和久） せば、一般の病院で高熱でいろんな症状があるっていう場合は、その保健所が帰国者相談センターの方に連絡するっていうごどなるの？一般の医療機関がら。

○委員長（高橋徳久） はい、佐々木所長。

○健康増進センター所長（佐々木ますみ） そのとおりでございます。そして、医師の判断で検査を必要だとされた場合は、保健所の方ではお断りしないで検査対象にするというところをお聞きしております。

○委員（藤田和久） 分かりました。

○委員長（高橋徳久） はい、他にございませんでしょうか。富岡委員。

○委員（富岡喜芳） 結局これは個人で行く場所ではなくて、医師がらの紹介があって初めて行くんだ場所なんですか。

○委員長（高橋徳久） はい、佐々木所長。

○健康増進センター所長（佐々木ますみ） そういう体制です。

○委員長（高橋徳久） よろしいでしょうか。他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に審査付託となりました議案の審査は終了いたしました。なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） 異議なしと認め、そのように決しました。これをもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

（ 閉 会 午前11時16分 ）

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和 2 年 月 日

教育福祉常任委員会委員長 高橋 徳久